

## 第 3 次男女共同参画推進プラン改訂版(素案)に対する パブリック・コメントの結果について

実施期間:平成 20 年 10 月 15 日～11 月 17 日

意見件数:14 件

## 第3次男女共同参画推進プラン改訂版(素案)についての意見及び市の考え方

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方
1	P 9 第3章 男女共同参画 社会の実現の 必要性	<p>■育児休業制度の有無</p> <p>育児休業制度そのものがない企業が半数近くあるという実態に加え、制度があっても利用しているのかできないのかなど利用状況を把握しなければならぬと思います。</p>	<p>素案の「第3章 男女共同参画社会の実現の必要性」の中では、市民の意識と社会の現状をデータで示すことにより、男女共同参画社会の実現がなぜ必要であるのかについて理解を深めていただく内容となっています。</p> <p>育児休業制度の有無についても、個々の企業の実情はあるとしても、まだまだ、制度の整備が進んでいない現状を示しているものです。</p>
2		<p>施策の方向性6「男女がともに働きやすい環境づくり」</p> <p>チャレンジ2008での「7. 女性の就労条件・不平等の解消」の文言が消えています。今、女性のおかれている現状を考えると、はっきり示した方がいいのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の見直しのポイントのひとつに、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の視点での施策展開が挙げられています。このことから、女性に関する課題の解消だけではなく、「男女がともに働きやすい環境づくり」に拡充し、これまでの事業に「子育て家庭への各種サービスの充実」を加えて、さらに推進するものです。</p>
3	P 11 第4章 計画の内容 (計画の体系)	<p>ひとり親家庭への施策を入れてください。</p>	<p>このプランは、第6次長期総合計画に掲げている「男女がともに自立して尊重しあうまち」の具現化に向け、男女共同参画行政施策の具体的な取組みを示したものです。</p> <p>ひとり親家庭の支援につきましては、部門別計画である「あいづわかまつこどもプラン（改訂版）会津若松市次世代育成支援行動計画」の中に掲げられています。</p>
4		<p>「いきいき、きらめき、おもしろい」などの言葉は、具体的な事業名に使用し、重点事業のところでは、別の言葉で表現した方がいいのではないのでしょうか。</p>	<p>男女共同参画そのものが一般的に受け入れられないことから、親しみやすく、ひと目で事業内容がイメージできるよう、分かりやすい表現としているものです。</p>
5	P 22 施策の方向性4 女性のステップアップ	<p>新たな事業として重点事業12「きらめき女性塾」の開催はとても良い事業であると思う。</p>	<p>政策・方針決定過程へ参画できる女性の人材育成の取組みであり、施策の見直しのポイントのひとつです。</p>

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方
6	P 36 施策の方向性 10 市役所が 率先していく 改革	重点事業25「女性職員のエンパワーメント／女性職員登用の促進」について 市の職員は、採用時点で一定の能力以上を有する人材が採用されており、採用後の職場における研修については、男女の区別なく実施されるべきではないか。女性職員だけを対象としたエンパワーメントとしたのはなぜか。 女性職員だけに職務遂行能力、意欲の向上を敢えて図らなければならないのは、女性職員側に解決すべき問題があるのではなく、職場機構全体に問題があるのではないか。その問題を解決するためには、男性職員の意識改革こそ行わなければならないと考える。	これまでは、多くの女性職員は政策的判断等の業務に携わることが少なかったことから、男性職員と比べ必要な知識等を修得する機会も少なく、また、社会的な価値観として、一般に、子育てや介護については主に女性が担うべきとされてきたために、職務における個人の資質や能力を十分に発揮する上での妨げとなり、結果として、男女の格差が生じてきたという現状があります。 このような状況を改善するためにも、より多くの職域で女性が活躍するためのスキルアップのための研修の実施、また、幅広い職務を経験させる職域拡大、さらには、従来の男性、女性の持っている固定観念にとらわれず、それぞれの個性と能力が発揮できるような職場風土づくりや管理職等の意識改革が重要であることから、重点事業24「庁内推進体制の充実・強化」と併せて事業推進を図るものです。
7		重点事業27「育児休業等を取得しやすい環境の整備」は非常に時を得ていると思う。	「仕事と家庭との調和」（ワーク・ライフ・バランス）の取組みであり、施策の見直しのポイントのひとつです。
8		現状と課題の上から2行目、市民が主体的に活動を行う場→行う施設 上から5行目、拠点となる機能の整備 →施設・機能の整備	現行計画では、施策の方向性11「拠点施設の整備」、重点事業31「拠点となる機能の整備」となっています。 これまでの5年間（現行計画期間）では、選択肢に広がりを持たせながら様々な形態について検討することが必要であることから、施策の方向性を「拠点施設の整備」としたものです。
9		現行のままの「拠点施設の整備」の方がよいと思う。	これからの5年間では、今までの検討結果を踏まえ、既存施設の利活用も含め、実質的に市民活動を推進するための活動拠点となり得る場の設定という目標が定められたことから、会津若松市男女共同参画推進条例第17条（拠点となる機能の整備）と整合性を図り、「拠点となる機能の整備」としたものです。このようなことから素案のとおりとします。
10	P 37 施策の方向性 11 拠点となる機能の整備	男女共同参画社会の実現推進にあたり難しいのは市民の意識改革です。そのための学習や交流、情報の収集、提供など、市民が主体的に活動を行う場として、シンボリックな施設が不可欠と思います。そこで、素案について次のように直していただきたいと思います。 ○施策の方向性11「拠点となる機能の整備」は、第3次プラント同じ拠点施設のままでよい。 ○現状と課題の二番目の○印の文中、最後の行の、 <u>拠点となる機能の整備</u> を、 <u>拠点となる施設・機能の整備</u> にする。 ○重点事業28の具体的事業と事業内容の中にある、 <u>機能</u> の文字の前に施設を付し、それぞれ、 <u>施設・機能の整備</u> とする。	

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方
11	P 37 施策の方向性 11 拠点となる機能の整備	<p>現行では、11拠点施設の整備と表記されているが、見直し後の方では、11拠点となる機能の整備となっています。これは9月議会で、「男女共同参画推進のための拠点施設整備」についての請願が採択されているので、現行の表現の方が良いと思います。</p> <p>調査、研究する機関、分かりやすい相談窓口など、市民活動のためばかりでない施設が必要ではないでしょうか。そのためにも、施策の方向性11は、「拠点となる施設、機能の整備、充実（拡充）」の方がいいと思います。</p>	
13	プラン名	第3次会津若松市男女共同参画推進プラン（再チャレンジ2013）にしたかどうか。	参考とさせていただきます。
14	現行計画関連 (現行計画P 9)	チャレンジ2008で示されていた「会津管内の男子の賃金に対する女子の賃金の割合」がどう変化しているのか。実態をしっかりと示した方がいいのではないのでしょうか。	この資料は、労働事情実態調査によるものですが、現在、この調査は実施されてないことから、改訂版の中には示していないものです。